

1. 相談（生活にお困りになったら・・・）



まずは福祉事務所までご相談ください。
相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との
交流状況などを確認させていただきます。
※暴力団に加入している方は、生活保護を受けることはできません。

◆福祉・子育て相談窓口◆

高齢者、介護、障がい、子育て、生活困窮などに関する総合的な相談ができる
「福祉・子育て相談窓口」を市役所別館1階に開設しています。
生活保護に至る前の就労・生活支援、子どもの学習支援（土曜塾）などを行っ
ていきますので、お気軽にご相談ください。 自立相談支援窓口 ☎089-948-6875

2. 申請（本人の意思が必要です）

生活保護の申請には、本人の意思が必要です。
何らかの事情で本人が申請できないときは、親族が代理で
申請することもできます。マイナンバーカード、運転免許証など、
本人確認ができるものをご持参ください。



3. 調査（調査内容と制度について）

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされますと、銀行や生命保険会社などに
資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、
高価な貴金属などの資産がある場合には、それらを活用または
売却して最低生活費に充てていただくこともあります。



●能力の活用

働ける方は、その能力に応じて働く必要があります。
病気や障がいなどの理由で働けない方は、その問題解決を優先します。



ふようぎむ
● 扶養義務について

民法に定める扶養義務は、保護に優先して行われるものです。

親、子ども、兄弟姉妹などから援助を受けられる場合は、

可能な範囲で結構ですので、援助の依頼をしてください。

D V（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、

親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



かくしゆせいど かつよう
● 各種制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、

生活を支えるためのさまざまな制度があります。活用できる制度が

ある場合には、それらを優先して活用していただきます。

せいかつほご
● 生活保護のしくみ

調査結果に基づき、国の基準により計算する「最低生活費」

と世帯の収入を比べて、生活保護が適用されるか判定します。

最低生活費に対し世帯の収入が不足する場合は、

不足部分について生活保護が適用されます。

収入が最低生活費を超える場合には、生活保護は適用されません。



さいていせいかつひ せたい にんずう ねんれい けってい 最低生活費 (世帯の人数や年齢などにより決定)	
せたい しゅうにゅう しゅうろうしゅうにゅう ねんきん てあてしおく 世帯の収入 (就労収入、年金、手当、仕送りなど)	ふそく せいかつひ 不足する生活費



せいかつほごひ
生活保護費

ほご せたい たんい さだ
◆ 保護は世帯を単位として定められます ◆

生活保護上の世帯とは、住民票の世帯ではなく、実際に同居している人

全員のことです。よって、全世帯員で生活保護を申請することになり、

世帯員の一部だけが生活保護の適用を受けることはできません。

なお、別居（入院、施設入所含む）でも世帯員とみなされる場合があります。

けっかつうち
● 結果通知

申請した日から原則として14日以内（調査に時間を要する場合には

最長で30日以内）に生活保護の適用ができるかどうかの結果が

通知されます。



4. 保護開始（生活保護が始まったら・・・）

● 生活保護の種類

①生活扶助 いしよくひ こうねつすいひ 衣食費、光熱水費など	⑤介護扶助 かいご ひよう 介護サービスの費用	
②住宅扶助 げんど がくない やちん ちだい 限度額内の家賃、地代など	⑥出産扶助 しゅっさんふじよ しゅっさん ひよう 出産にかかる費用	
③教育扶助 ぎ むきょういく がくようひん きょうざいひ 義務教育の学用品、教材費など	⑦生業扶助 せいぎようふじよ こうとうがっこう ひよう しゅうしょくひつよう ぎのう しゅとくひ 高等学校の費用、就職に必要な技能取得費など	
④医療扶助 ほけんできよう いりようひ ちりようざいりようひ 保険適用の医療費、治療材料費など	⑧葬祭扶助 そうさいふじよ せたい いん な さい そうさいひよう 世帯員が亡くなった際の葬祭費用など	

● 家庭訪問と生活状況・収入・資産の確認

生活保護法により、地区担当者（ケースワーカー）が定期的に家庭訪問し、世帯状況や収入・資産状況の確認を行うとともに、自立に向けた助言や支援を行っています。

● 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、福祉事務所の協力機関になっています。生活保護はもちろん、児童や母子（父子）関係の問題・障がい者・高齢者に関する問題など、社会福祉全般にわたって相談を受けています。相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので、安心して相談してください。

MEMO

